

# 「白衣の監獄」を 解放するぞ!

平和台闘争 70.7.30~74. 4

臨時4号

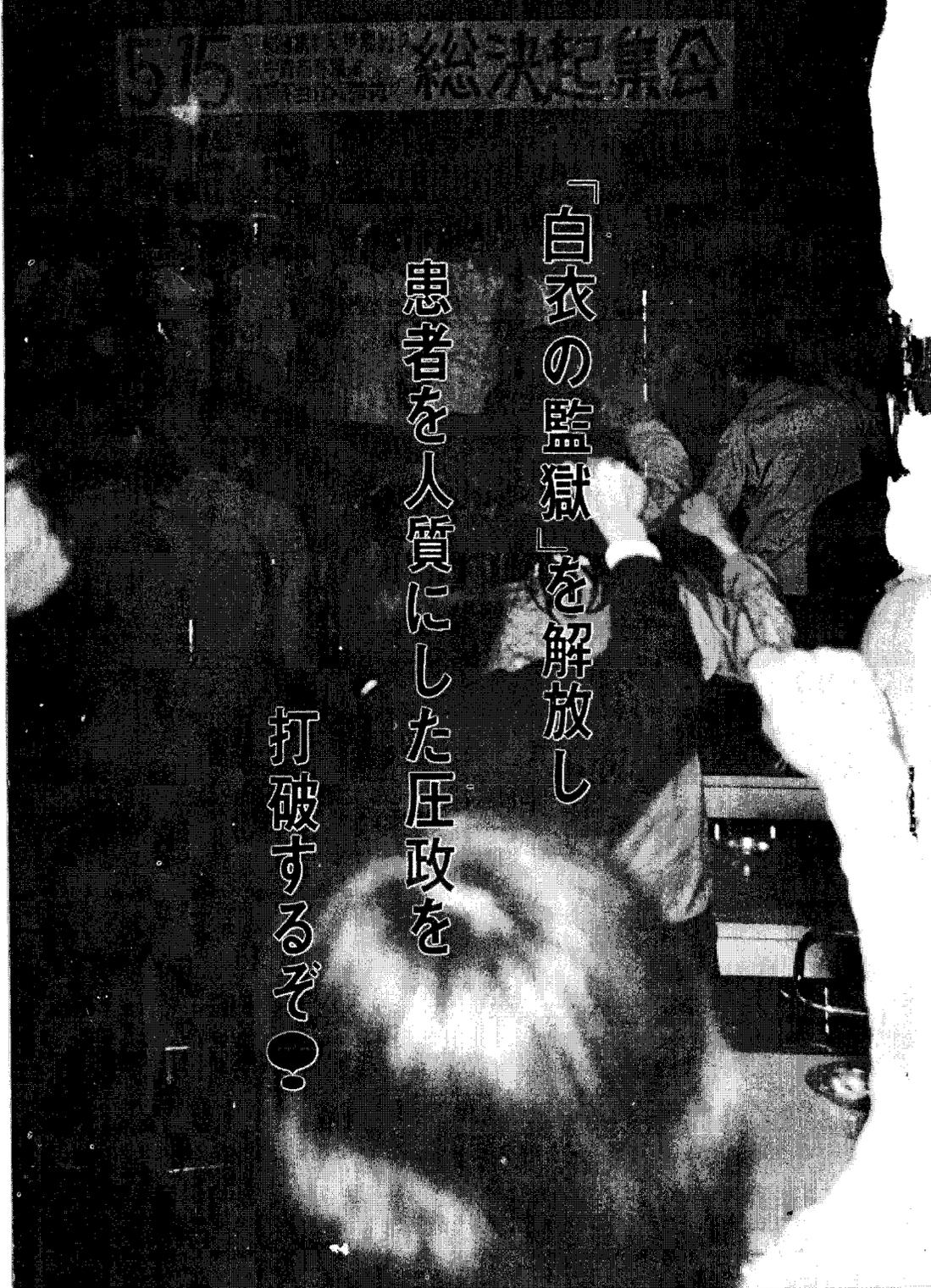


平和台病院労働組合・共同闘争委員会

「白衣の監獄」を解放し

患者を人質にした圧政を

打破するぞ



☆もくじ

☆偽装閉鎖・不当解雇攻撃をはねのけ、  
阿部一族の「優雅な転進」を阻止するぞ！

○闘いの歩ゆみ……………1

○地労委をめぐる闘い……6

☆資料……………10

☆闘争日誌……………21

☆掲載資料

■19項目要求→2 ■74/3/12付、地労委命令→6  
■74/3/31付、確認書→8 ■70/7/31付、投降  
勧告→11 ■71/10/27付 実効勧告→11 ■71/5  
/18付、6項目内容証明→11 ■71/11/16付、上申  
書→11 ■72/1/27付、事務局長報告書→13 ■71  
/11/24付、地労委三委員報告書→15 ■71/11/29  
付、実効勧告←16 ■72/1/11付、寮使用妨害仮処  
分決定→16 ■72/2/22付、地労委命令→17 ■72  
/5/29付、初審命令履行勧告→17 ■74/2/25付、  
保険課確認書→17 ■地労委・地裁・労基署をめぐる  
労使の攻防→12 ■不当逮捕・不当弾圧一覧表→14

☆スローガン

- 「白衣の監獄」を解放し、  
患者を人質にした圧政を打破するぞ！
- 偽装閉鎖・不当解雇攻撃粉碎！
- 阿部一族の「優雅な転進」を阻止し、  
「安住の地」のないことを思い知らせるぞ！
- 阿部一族への追撃戦を強化するぞ！
- 阿部一族を平和台の地にひきずりもどし、  
争議責任をとらせるぞ！
- 地労委は阿部一族に断固たる命令をだせ！
- 保険課は健康保険の適用を行え！
- 神戸医師会による  
「韓」国からの准看「研修生」導入計画粉碎！



◀デッチ上げに必死の院長  
(71年夏)

▼長田署喜びいさんで  
「のり」の押収 (71年4月)



▲毎日続けられた門前集会！

▼不当逮捕に怒りの抗議 (71年4月)



◀機動隊に守られた偽装閉鎖強行  
(71年12月1日)

### 阿部一族



◀副院長  
阿部 醇(内科)

◀院長 阿部 煥(外科)

左◀ 会計課長 阿部繁子

# 偽装閉鎖・不当解雇攻撃をはねのけ 阿部一族の「優雅な転進」を阻止するぞ！

## 闘いのあゆみ

☆平和台病院とは

六甲の山波を背景に、須磨の海岸、淡路島、紀伊半島を一望できる西神戸の一角、その住宅地域にあり、ベット数38床、通院患者は、一日平均二百名という中小病院である。院長は兄の阿部煥（外科）、副院長は弟の阿部醇（内科）が担当し、事務長は父親（道貫、会計課長は母親（繁子））が受けもつという典型的な個人病院である。昭和34年に診療所として開業し、昭和37年には病院と名を変え、急速に規模を拡張し、四階建の新病棟まで増築している。

☆その実態は……「白衣の監獄」

看護学生にまで一人夜勤を強制し、病院にとって最低基準である医療法すら無視した労働と、48時間連続勤務、自由時間すらろくに取れないという、劣悪な労働条件。更に、全寮制度によって私生活にまで干渉・管理されていた。

このメタコ部屋の労務管理を可能にしたものが、最低四年間は退職の自由を認めないという「前借金制度」であり、退職金がもらえないばかりか、やめようと思えば、十数万円もの支払い（「学資貸与金」という名目の前借金）を要求されたのである。基本給が一万円から二万円をこそごとという最低の賃金である上に、時間外賃金までピンハネされるという事態の中で、「退職の自由」すら奪われた平和台病院の労働者（看護婦・事務員）の多くは、夜逃げ同然にやめていった。就職した翌日には、もう逃げ出してしまった仲間もいた。とにかく、結婚以外の理由では退職も認められず、前借金制度で、ギリギリに縛りつけられている為、「夜逃げ」しか方法はなかったのである。

☆労組結成——スト突入

闘いの発端は、二名の看護婦が「夜逃げ」する事から、平和台病院労働者の「白衣の監獄」に対する渦巻く怒りが、噴出した。昭和45年7月27日の事である。

残る殆どどの看護婦が、「そろってやめよう」という極限状態にまで追いつめられ、その闘いの必要に迫られて7月29日の深夜、労働組合を結成したのである。ストに突入した、その後から、積みもつた不満を並べて、「十九項目要求」にまとめ、病院側に提出するという事態をみても、如何に、この闘いが、切端つまつたものであるかは、一目瞭然であろう。全ての者が、労働運動の経験も知識もなく労組結成と同時に、無期限ストを決議しなければならぬほど切迫していた。

■十九項目要求

要求項目

- 1、看護婦を増員する事。
- 2、本給を一万円増額する事。
- 3、労働基準法を守る事。就業規則を明示する事。
- 4、労働基準法の規定どおり、時間外協定を結び、時間外労働を減ずる。
- 5、当直制度を改善する事。当直は二名とし、当直明けを作り学生当直をなくす事。
- 6、退職金を増額し、入社当時から期間を勤続年数として計算する事。
- 7、有給休暇は自由に使用させる事。
- 8、退職額は理由の如何を問わず受理し、退職の自由を認める事。

- 9、看護婦に保険業務を強制しない事。
- 10、看護婦以外に受け付けを雇い入れる事。
- 11、検査室は二人勤務にする事。
- 12、物品の破損費負担をなくする事。
- 13、洗濯代等手当を増額する事。
- 14、宿舍の自治を認めると共に、燃料費、光熱費の負担をなくする事。外出、外泊の制限を撤廃する事。
- 15、食器は、患者の使用するものと別にすること。
- 16、食費の引き上げに伴い、質を良くする事。
- 17、制服、制帽、靴は全額病院負担とする事。
- 18、学費の返済制度をなくする事。
- 19、組合活動について、組合事務所等の設置及び活動条件についての要求。

平和台病院労働組合

スト突入当時、平和台病院の従業員は、管理職もふくめて約30名ほどであったが、その内労組員は13名で、管理職を除けば、過半数を獲得しており、その内訳は、看護職8名、炊事婦1名、栄養士2名、検査員1名であった。（現在の組合員は5名である。）

☆白衣の監獄を解放するぞ！

## 「白衣の監獄」

を解放するぞ！

—平和台の炎は消えず—

近々、第5集発行

100ページ/タイプ印刷

300円(予定)

4 「白衣の監獄」を解放するぞ!

闘いの第一段階（昭和45年7月30日〜昭和45年12月）は、組合結成―スト突入から年末の病院側による炊事場閉鎖に至るまでの時期である。

この時期に既に、阿部一族―医師会―県経営者協会―県警・長田署を軸とする敵連合戦線が形成され、「平和台病院の炎は、火種のうちに消せ」とばかりに、全ゆる不当労働行為が強行された。戦術的には、①阿部一族による団交の引き延し、②家庭への裏工作をはじめとする労組・共闘委の分断、③企業防衛、監視隊としての非組合員の組織化、④「過激派宣伝」と「患者のために論」とを軸とした患者・地域住民との分断、⑤警官導入、⑥阿部一族による団交拒否と引き延し、⑦地

方委による「労調法違反」警告をはじめとする介入、等である。闘いの初期で、組合を一事に壊滅せんとして行なわれた警官導入（昭和45年8月25日）は、逆に組合員の怒りを暴発させ、闘いを継続させる転機となったのである。

この闘いの第一段階はともかく、「ケツをまくり」「病院側に悪かった」と思い知らせる」という素朴な怒りに支えられたものであり、同時に弱さもはらんでおり、病院側の切り崩しの前に6名の組合員の脱退をもたらした。又、神戸地区労代表を加えて団交を再開するが（70年10月）組合の主導で交渉を進めるのではなく、我々の闘いを充分理解していない地区労の交渉能力に頼りすぎた為、病院側の「共闘委と手を切れ」という内政干渉を許す結果でもたらした。

☆患者を人質にした圧政を打破するぞ!!

闘いの第二段階（昭和46年1月〜12月）は、病院側の卑劣な炊事場閉鎖に対する反撃（ステッカー争奪戦、炊事場前坐り込み）として開始

闘いの前進は、この敵連合戦線との全面的対決―対峙関係の中で、地労委抗議行動を重ねる事で、地労委審問でのヘゲモニーを回復し、院内闘いの堅持によって阿部一族を追いつめる事によってしか成されなかった。そして、和平折衝の過程（71年6月〜11月）で、病院側を追いつめ有利に展開しながら、我々自身、闘いを地労委ルートへの攻防の枠に無自覚に押し流されてしまい、ツメの段階で、阿部一族の、偽装閉鎖・全員解雇攻撃を許してしまつた。（昭和46年11月17日）

☆阿部一族の

優雅な転進を

打ち砕き争議責任

をとらせるぞ

闘いの第三段階は、経営者阿部一族の用意周到な偽装閉鎖攻撃と、それに対して反撃する闘いとして開始された。

阿部一族は地労委を間にはさんだ度には渡る実情調査の上に予定されていた団体交渉（46年11月17〜18日）を、当日の朝になって、突如として「閉鎖・全員解雇・寮退去」を通告してきたのだ。こ



「スト突入一周年」長田署へ怒りにもえて

された。組合・共闘委の一部から出されたスト解除の提案による動揺を乗り越え、「単なる支援ではなく、真に共闘するとは……」を、突きつけた。組合―共闘委の戦闘体制の強化・組織再編をちとつていたのである。

1、29集会以降の組合―共闘委の団結の強化こそが、県警・長田署による連続逮捕・長期拘留・起訴といった直接的弾圧をはね返し、「孫子の代まで憎しみを燃やして」闘い抜く体制を作り上げ、戦線を拡大する事を、可能とした。

この時期、阿部一族は、医者のもつ特権的地位とそれを可能にする強大な社会体制とに支えられて、ありと全ゆる弾圧を繰り返した。政治警察の直接的弾圧の強化・拡大と、それを容易にする地域治安管理体制の創出が、医師会の強大な権力を背景にして、地域ボス・ボス患者を動員して行なわれ、長田署・県議会・県知事・地労委・裁判所等へ「争議を早期に終らせろ」という喚願書名活動が、繰り返えされた。



の抜きうちなな「偽装閉鎖」攻撃は、実は、数ヶ月前から周到に計画されたものであり、この事は、労働争議レベルでの闘いにおいて基本的に労組が勝利したことの結果であり、阿部一族としては、企業・職場の破壊―偽装閉鎖を通じて、戦場もろとも、労組・共闘委の闘う力量を解体せんとしている。百七〇人近い機動隊を動員して、連日、平和台病院周辺を戒厳体制下に置き、閉鎖業務を強行した点に、阿部一族と権力者側の意図をみぬく事ができる。

全関西の全ゆる戦線から結集した支援メンバーと共に、労組―共闘委の総力を挙げて闘いぬかれた12月決戦は、実力戦闘の上に、闘争拠点―平和台病院を死守し、確保する事で結着をつけた。

以降の闘いは、警察をはじめとする強大な敵連合戦線の庇護の下に平和台病院現地から逃亡を続ける阿部一族に対する追撃の闘いである。「優雅な転進を打ち砕き」とある様に、阿部一族を個別資本としては再起不能にまで叩きつぶす事を通じて、彼らを平和台現地にひきつり戻し、争議責任を取らせていく事である。

この闘いは、全国の支援の仲間の熱い連帯を受けて、次々と、阿部一族の潜伏先――①院長は愛媛県・新居浜病院（72年8月）に、②副院長を清水市立総合病院（73年1月）、③院長家族は神戸市内平野マンション（72年2月）――を発見し、追撃の手を加えている。

そして、72年8〜10月には、閉鎖後早くも半年で、神戸市明舞団地で開業しようとしていた副院長阿部醇の策動を探知し、結核の裡に、再開策動を粉碎しつつした。又、我々の追求の中で、姿をくらました院長阿部煥を、再び73年2月に、東京三河島の関川病院に発見し、他方、地労委審問・仮処分裁判等合法的舞臺に顔を出さざるを得ない阿部一族を追いつめる中で、73年5月以降「解決の為の団交」再開に向けた、労使直接折衝の場へ引きずり出している。





▼74/1/1—今年も闘いへの決意は固い

の事件の審問開始に当たっての調査時、担当審査委員としての会長、西沢が「審問をやるまでもなく(三)委員報告書」等で、事実経過は明らか」だと説明していたこと。③昨年11月以降、10回近い地労委追及の中で、西沢・大久保の他、事務局長・福井、審査課長・浅井ら、この事件のポイントを握る部分が、それぞれ「三委員報告書」当時の基本姿勢に変更はないとくり返していたこと。④「理由」のなかで私たちが「寮退去要求の撤回」という申立てを受け、逆に阿部の例の「建物明渡請求訴訟」の口頭弁論における陳述に「再解雇」の根拠を求めており、阿部の明渡請求を側面から援助している命令であることなどをみれば、兵庫県地労委がこれまでの平和台闘争に負ってきた行政委員会としての責任を放棄するとともに、平和台病院労組・共闘委によってつくり出された地労委における既存の秩序をこえた力関係を総決算しようという政治的意図に満ちてい

そして、我々が4月3日に「確認書」早期実現の為に申入れに行けば、生田警備課が、県庁舎に装甲バスを配置し、私服刑事を導入し、浅井審査課長は「帰って下さい」と叫び、地労委・県警一体となった強権的弾圧を行なって来た。4月6日の再度の申入れに対しても、地労委の責任者の逃亡と私服刑事の導入が行なわれた。

我々は数度に渡る緊急戦術会議を開くとともに、藤江・西森労働者委員に会い、命令の不当性を説明するとともに、逮捕も辞さず、徹底的に地労委闘争を貫徹することを公益委員に伝えてくれるよう要請した。

そのような中で、社会的地位と名誉を失いたくないため、緊急公益委員会を開き、労組・共闘委と会うことを決定し、その前段として奥野会長代理、赤木委員が4月9日に会うことを約束した。しかし、その内容とは決して、前向きな姿勢でないことは、4月9日の両委員の態度で明らかである。

彼らの意図は我々と会ったという実績作りと、



74/1/1・22抗議デモ、行政権力の弾圧をはね返せ

2・7第9回予備折衝における病院側回答書  
1、病院側としては昭和四十六年十一月〇七日付でなした同年十一月三十日限り病院を閉鎖し全員を解雇する旨の意志表示は有効であると考える考え方に変更はない。  
2、然し前向きの解決の一方方法として、組合側が昭和四十七年五月末日に於て、双方合意により平和台病院を閉鎖し、かつ組合員五名を解雇したものとみなすことに同意されるならば病院側は前記十一月十七日付意志表示を撤回し、その間のバックペイ相金額の支払いに応ずる用意はある。  
以上

☆3月31日付確認書の無効通告  
及び警官導入を徹底的に追及するぞ!!

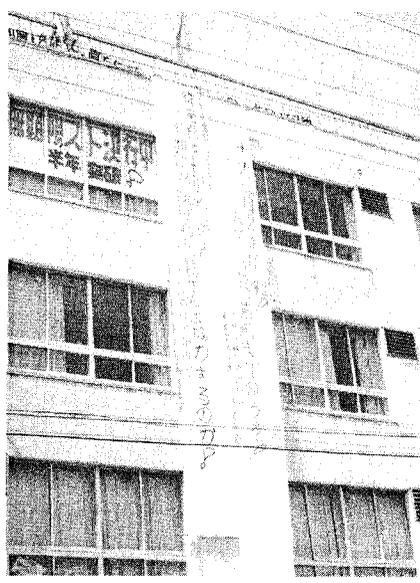
3月30日午前10時より、我々と地労委会長・西沢との間で、命令に対する確認書が行なわれた。  
この日の労組・共闘委・支援戦線の40名を超えるメンバーの20時間に渡る追及の中で、地労委は命令文の一切の弁明も行なうことができず、昭和47年9月22日付解雇は何ら根拠はなく、誤った判断であることとを認め、公益委員会で再検討し、訂正を行う、など26項目に渡る「確認書」を我々との間でとりかわした。  
ところが、公益委員会は確認書の重大性、すなわち命令の不当性が社会問題化するのに恐怖し、4月2日に緊急公益委員会を開き、①確認書は強要されたものであり無効、②命令に不服があれば中労委への再審査申立てか、抗告訴訟をやらねばよい、③この件に関し、今後は面会・陳情・釈明、要望など一切応じない旨決定した。

確認書

- 1、2 略
- 3、この事実については本件審問終結後、労働行為救済申立事件命令書について、平和台病院労組・共闘委が西沢会長に説明を求めたところ、先のとおり明らかになったのでここに双方書面を以て確認書を行なうものである。
- 4、10 略
- 11、昭和47年9月22日付再解雇の成立を認め、この点についても前項同様、公益委員会としての検討が不十分であるので再度検討する。
- 12、14 略
- 15、労組法で言う「使用者」にあたるか否かが被申立人適格の判断基準であるが、それは労基法や職安法の規定と違いない実態を含めて判断されねばならない。本件阿部繁子の場合会計課長であることが即「使用者」でないとするには無理があるにも拘らず「第二判断」の1において会計課長にすぎなかったが故に被申立人適格がないと結論付けてお
- 16、労使双方共同体交渉による解決を意図していたものと解せられる」という判断と「ストライキ開始以来一年数ヶ月を経てもなお争議解決の兆しが見えず、却って激化・拡大の傾向になった」という判断は双方対立する内容であり、書き方として間違っており、事実は「労使双方共同体交渉による解決を意図していたものと解せられる」の方が正しいと明記されねばならないので公益委員会で検討し直し、正しく記載直す必要がある。
- 17 略
- 18、「争議に対応するに精神的肉体的疲労が重なったであろうことから見て経営意欲を喪失して云々」と記載しているが、むしろ争議解決の糸口たる11月17、18両日の団体交渉を一方的に破棄したのは病院側であって、かかる被申立人の主張は失当である。
- 19、21 略
- 22、昭和46年11月30日付でなした解雇を被申立人阿部換はいまなお取消してい

できれば、自らのヘゲモニーでなんとか收拾せんとするものである。このように小手先のごまかしで收拾せんとする地労委・公益委らに對して、我々はかならずや、①確認書の具体化、②通告書の撤回、③警官導入に対する謝罪等を要求して聞うとともに、行政訴訟を行ない、地労委の闘争圧殺命令を粉砕し抜くであろう。

そして、地労委の命令により、水を得た魚のごとく、喜び、弾圧を強めている、阿部一族に対して、実力追撃をもって闘い抜く覚悟である。



▶71/4 第1次不当逮捕攻撃に抗議して

# 資料



ない。また阿部逸が昭和47年9月22日付の解雇をなした事実はない。さらに、解雇を直接当事者たる病院経営者にかわつて地労委がなすことはできない。よつて、昭和47年9月22日をもって解雇を正当と化す根拠は何ら存在せず、「同日をもって全組合員は従業員たる地位を喪失した」というべきである。との判断は誤りがあったと言わざるを得ず、この点について公益委員会で再検討し、訂正を行う。

以上のように点検すれば、本件において「閉鎖後相当な期間を経過した後の解雇である」とは考えられない。

23 略

24、寮退去要求の撤回を含むその余の申立てを判断内容を明らかにしないまま棄却したのは、前述の昭和47年9月22日付再解雇が成立したとみなした場合、命令の意味がないためである。

同9月22日付再解雇成立の根拠がないことが明らかになった現時点ではこれらの点についても公益委員会における再検討が必要である。

25、「第三法律上の根拠」において労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為のみ記載されているが同条第3号に該当する不当労働行為のおそれもあるのでこの点もあわせて公益委員会で検討する。

26、田中二郎著「行政法(上)」にもあ

るように行政行為の取り消しについては、瑕疵かある行政行為は原則としては取消することができるのであるから、緊急に公益委員会を開催し、以上の確認事項を中心とする本日の話し合い内容を正確に伝え、可能なかぎり速やかに命令を再交付するよう努力する。

以上

九七四年三月二日

平和台病院労働組合・共同闘争委員会  
申立人代表者  
委員 長 広 春夫  
申立人代理人  
共同書記長 宮 地 洋二  
兵庫県地方労働委員会  
会 長 西 沢 修  
(立合人)  
審査課長 浅井芳雄

▶地労委・地裁・労基署をめぐる労使の攻防◀

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
兵 労	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	中 労 兵 労	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	神 地 裁	兵 地	労 基	審判所
昭47年8月28日	昭47年 月 日	昭47年 月 日	昭46年12月 日	昭46年12月 日	昭46年12月 日	昭47年3月27日 昭46年11月29日	昭46年10月6日 昭46年9月27日	昭46年9月 日	昭46年6月 日	昭45年11月25日	昭45年9月18日	昭45年9月2日	昭45年9月2日	申し立て年月日
昭47年(特)14号	昭47年(特)18号	昭47年(特)80号	昭46年(特)649号	昭46年(特)668号	昭46年(特)637号	昭47年(特)23号 昭46年(特)16号	昭46年(特)510号 昭46年(特)479号	昭46年(特)479号	昭46年(特)361号	昭45年(特)720号	昭45年(特)9号			事件番号
偽装閉鎖・全員解雇救済申し立て	建造物明渡請求本訴	占有権移転禁止仮処分	不動産仮処分	寮使用妨害禁止仮処分	地位保全仮処分	右同、再審査申し立て 団交拒否救済申し立て	診察室立入り禁止仮処分 右同、異議申し立て	診察妨害禁止仮処分	組合活動妨害禁止仮処分	時間外未払賃金の支払いを求める仮処分	組合活動への支配介入に対する救済申請	労働基準法違反		事 件 内 容
組合側 昭和49年3月12日命令	病院側 継続中	病院側 昭和47年3月4日決定	病院側 昭和47年2月18日却下	組合側 昭和47年1月11日決定	組合側 昭和49年4月22日決定	病院側 昭和47年2月22日命令 昭和47年12月22日取り下げ 命令確定	病院側 昭和46年9月29日決定 組合側 継続中(実質たな上げ)	病院側 継続中(実質たな上げ)	組合側 継続中(実質たな上げ)	組合側 和解	組合側 継続中(実質たな上げ)	組合側 労働基準局は昭和45年12月18日に3名を送検し罰金刑	申し立て者	備 考

※略記号: 労基→西神戸労働基準監督署、神地裁→神戸地方裁判所  
中労→中央労働委員会、兵労→兵庫県地方労働委員会

☆ストライキ突入時  
病院側投降勧告

告 示

職場放棄の者に告ぐ、既に二日間に渉り患者各位に多大の迷惑をかけている。今回の行為に関し反省ある者は一日も早く申し出よ。一日を加算するに依り処分も又加重されざるを得ない。  
昭和45年7月31日

☆兵庫県 地労委  
はじめて「実効勧告」

昭和45年10月27日  
阿部 煥殿

兵庫県労働委員会

勸 告

昭和45年10月7日平和台病院労働組合から当委員会に対し別紙のとおり要請書が提出されました。その記載にかかるとある事実の有無はともかくとして現在昭和45年(第)第一号事件の審査中でもありますので、不当労働行為と見られるおそれのあるような言動はこれを慎しむと共に、紛争中の諸問題につき団体交渉を通じてなるべく速やかに解決す

るよう努められたく勧告します。

☆運送速達時の  
組織破壊攻撃

内容証明書

(1) ……病院施設内に於ける放送又は之に準ずる行為は厳禁する。  
(2) 事務室横の通路にある組合所属の毛布その他一切を5月22日迄に撤去されたい。期限を超えたる場合は病院にて撤去保管するも異議なきものとする。  
(3) 昭和46年5月22日迄に貴組合に於てのピラ、立看板、垂れ幕等を除去し汚損を修復されたい。右期日を超える場合には当方にて処理し汚損箇所の修復を行ひその費用は貴組合が賠償するものとする。  
此の場合は組合側の背信行為であるので今後は全面的にピラ貼りを禁じ前記の修復を待つて先に通告の如く4カ所の利用を認める。  
前記以外の場所においてのピラ貼り落書きは固く禁止する。  
(4) ……4階女子宿舎内への部外者男子の無断出入りは之を禁ずる。  
午後8時より翌朝9時の間は部外者の病院建物内に立入るを禁止する。…再度確認のため次の如く通告する。  
一、組合旗は屋上の手摺りに固定するものとする。

神戸市長田区平和台町1丁目13番地  
平和台病院労働組合  
委員長 広 春夫殿

☆地労委あて  
「団交打ち切り・閉鎖」通告

上 申 書  
昭和46年11月16日

神戸市長田区平和台町1丁目13番地  
平和台病院院長 阿部 煥

兵庫県地方労働委員会殿  
来る11月17日、調査と言う名目の立合団交が貴委員会の御助力により、予定されておりますが、その後の経過について、更めて熟慮検討せざるを得





上中) 戒厳令下の病院周辺一あいつぐ機動隊のテロ・リンチ(71年1月末) 下) 警官隊に守られた家財道具搬出を実力阻止(72年4月6日)

3 実情調査結果について  
ところがその矢先きの11月16日夕刻に、病院側から突如として、11/30をもって全面閉鎖、全員解雇が打ち出された。我々としては、このような病院側の措置に対し、全く理解に苦しむものである。我々としては、11月10日に全面閉鎖など考えていないとする病院側の態度を確認しており、それからわずか一週間足らずのうちに、このような重大な決定がなされようとは、病院側の閉鎖理

兵労委第七二四号の七  
昭和四十六年十一月二十九日  
阿部 煥殿  
兵庫県地方労働委員会

☆「団交拒否」に対する  
実効勧告

出を考慮したうえで、なお不可解であり、遺憾というほかない。11月17日における病院側の態度よりすれば、その再考をうながすことが不可能とみられることから、我々としては、これ以上本件調査を続行し得ないものと判断する。以上。

☆「寮使用仮処分」を  
神戸地裁

昭和46年11月29日、平和台病院労働組合から当委員会に対し、同年同月24日付で申入れた団体交渉を拒否されたので救済を求める旨の申立てがなされましたが、団体交渉事項の第1項「病院閉鎖、全員解雇、寮退去」については、事態の緊急性に鑑み至急団体交渉により解決に努められるよう勧告します。

勧告  
別紙別紙のとおり  
右当事者間の昭和四十六年(即第六六八号)仮処分命令申請事件について、当裁判所は、保証として債権者等に金六万円を供託させたいえ、その申請を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文  
債権者は債権者等の別紙図面(1)(2)(3)(4)の赤線で囲んだ部屋及び廊下、階段の使用を妨害してはならない  
申請費用は債務者の負担とする。  
昭和四十七年一月二日  
神戸地方裁判所  
裁判官 田中 観一郎

昭和46年11月24日  
☆「閉鎖は遺憾きわまりない」  
と地労委三委員  
平和台病院争議実情調査結果概要

1 はじめに  
平和台病院争議については、公益事業であるといった点で、労働委員会としては、………  
なんとか本件争議解決の糸口でもつかめないかとし、大久保(公)平井(労)横手(使)の委員をもって、実情調査という形で、労使双方からその実情ないしは主張等を聞きとり、場合によってはあつせん(公)の労をとりんとして本調査を実施したものである。  
………  
この調査実施にさきだつて、当委員会会長が9月28日に病院側に面接し病院閉鎖等についてもその意向をただし、病院側から「一部縮小ないしは形態の変化はありえても、閉鎖する気は毛頭ない」とする回答を得ていた経緯もあつた。

2 実情調査の経過  
10/7 第1回実情調査(現地)  
3 委員は労使双方に面接、来訪の趣旨を伝えるとともに、争議解決についての真意を打診した。  
………

10/14 第2回実情調査(現地)  
3 委員は病院側に対し「真に争議解決の意思ある旨を表示する意味合いから、休戦問題を話し合

うに先きだつて、争議解決後における組合員の職場復帰問題について、病院側としてどのような対策をもっているか(たとえば労務担当者への配置など)、その腹づもりを聞かせてほしい」とした。  
………

10/23 第3回実情調査(現地)  
病院側は………組合員の職場復帰についての対策としては、労務担当者へ配置し、労使関係の円滑化を図りたい。………「病院側提出の休業案(10/8付)を一步もゆずれない」とした。  
………

11/2 第4回実情調査(現地)  
………  
3 委員は労使双方に対し、  
1、組合員は話し合いの期間中は組合の諸行動(門前集会を除く)を中止し、④ステッカーの貼付は4カ所とすること、を守ること。  
2、労使双方は、平井案の5項目を基本的に認めること。  
3、上記1、2を前提条件として労使双方、平井案の5項目の具体的内容について団交を行う。三委員立会いの団交)  
4、団交の場所は当院内とする。  
5、日時は追つて決定する。  
………

11/10 第5回実情調査(現地)  
………

3 委員は、労使双方に対し、団交の日時は11/17、18のそれぞれ14時~21時まででどうかとし、その了承を得るとともに、併せて平井案の5項目と称していたものについて、もう一度確認するという意味合いから、………

なお、組合員より「どうも病院側の最近の態度から、全面的には一部閉鎖の疑いが強い。………団交に先だつて3委員にその点を確かめてほしい。………病院側は「一部、全面的如何を問わず、閉鎖するなど考えていない」と回答した。  
11/16 本日夕刻、阿部院長が弁護士2名を連れて来局、上申書なるものを提出し「11/30をもって病院の全面閉鎖、従業員全員解雇を決定した。こういつたことから、予定されていた団交には応じられない」旨を申し出た。

11/17 第6回実情調査(地労委)  
病院側が全面閉鎖を打ち出したことにより、3委員は労使双方を事務局へ招到し、その意向等を聴取した。………3委員からは「このあと病院側と面接するので、その話を聞いたうえで、3委員が意思統一を図り決定したい。いづれにしても病院側が今回の如き抜き打ち的な筆に出たことは不可謂でもあるし、遺憾であり、我々は怒りすらおぼえてゐる」とする回答がなされた。  
次いで、3委員は病院側と面接したが、3委員の「今回の病院側の措置は、我々として全く遺憾と考える。なんとか再考の余地はないか」との質問に対し、病院側は「再考の余地はない。団交に



昭和46年(1971年) 4月26日(日曜日)

# 泥沼闘争つづく

## 長田区の平和台病院



「一日も早く正常な診療を！」  
 長田区平和台病院の闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。

闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。闘争は、一日も早く正常な診療を再開することを求め、闘争を続けている。

# 委員長ら五人逮捕

## 労組警察の不当介入だ

平和台病院労組委員長ら五人が、労働組合法違反で逮捕された。労組警察の不当介入が原因とされている。この事件は、病院側の不当な行為に対する労組の正当な抗議行動と見られる。

平和台病院労組委員長ら五人が、労働組合法違反で逮捕された。労組警察の不当介入が原因とされている。この事件は、病院側の不当な行為に対する労組の正当な抗議行動と見られる。

# 前借金制度撤廃を

## 組合要求

平和台病院労組は、前借金制度の撤廃を強く要求している。この制度は、労働者の生活に大きな負担をかけるため、撤廃を求められている。

平和台病院労組は、前借金制度の撤廃を強く要求している。この制度は、労働者の生活に大きな負担をかけるため、撤廃を求められている。

# 腕章でもめ閉廷

## 平和台病院労組を

平和台病院労組は、腕章をめぐって閉廷した。これは、病院側の不当な行為に対する抗議行動の一環と見られる。

平和台病院労組は、腕章をめぐって閉廷した。これは、病院側の不当な行為に対する抗議行動の一環と見られる。

昭和47年(1972年) 3月1日 水曜日

# 労組側の17人 不道徳で逮捕

平和台病院労組側の17人が、不道徳な行為で逮捕された。これは、労組側の不当な行為に対する病院側の対応と見られる。

平和台病院労組側の17人が、不道徳な行為で逮捕された。これは、労組側の不当な行為に対する病院側の対応と見られる。

昭和47年(1972年) 3月15日 水曜日

# 団交に応ぜよ

## 平和台病院院長に命令

農地労委は、平和台病院院長に対し、労働交渉に応じることを命令した。これは、労組側の正当な要求に対する対応と見られる。

農地労委は、平和台病院院長に対し、労働交渉に応じることを命令した。これは、労組側の正当な要求に対する対応と見られる。

# 命令書の再交付検討

## 労組と地労委が覚書

平和台病院労組と農地労委が覚書を取り交わした。命令書の再交付が検討されている。

平和台病院労組と農地労委が覚書を取り交わした。命令書の再交付が検討されている。

1974.4.24 神戸(77刊)

1970.12.18(金) 77刊 神戸 西労基連

# 病院長らを送検

## 看護婦に長時間労働を強制

平和台病院院長らに対し、長時間労働を強制した看護婦への送検が行われた。これは、労働者の権利を守るための行動と見られる。

平和台病院院長らに対し、長時間労働を強制した看護婦への送検が行われた。これは、労働者の権利を守るための行動と見られる。

# 閉鎖に伴う解雇不当

## 賃金請求権を認める

平和台病院の閉鎖に伴う解雇が不当であると認められ、賃金請求権が認められた。これは、労働者の権利を守るための判決と見られる。

平和台病院の閉鎖に伴う解雇が不当であると認められ、賃金請求権が認められた。これは、労働者の権利を守るための判決と見られる。

1974.4.23 神戸(77刊)

# 闘争日誌

(70年7月27日～74年4月22日)

## 七〇年

- 7/27 看護婦2名が、病院から「夜逃げ」残りの看護婦は、サボタージュを開始。白衣の監獄へへの渦まく不満が表面化。
- 7/29 夜、宿舎にて組合を結成、無期限ストを決議。
- 7/30 午前8時、病院当局に、組合結成、無期限スト突入を通知。
- 8月 病院側は、地労委に対し、「労調法違反のスト」で取り締りを要請し、地労委の介入が始まる。
- 第一次団体交渉が始まるが、再三中断し、内容的には何ら進まず。(8/8以降)
- 8/20 病院側、共闘委メンバーの組合員へ面会を妨害し、警官(10名)を導入。
- 8/25 「全学連が来る」というデマを流し、院内通路を通行止め。予定の交渉(第10回)も、父親(事務長)の「病氣」を口実に、無期限延期を一方的に通告し、釈明を要求する組合、共闘委に対し、機動隊を導入し、強制排除した。

- 10/7 神戸地区労、共闘委、労組の代表、病院長の要請により会議。院長は「何とか解決したい」と発言。
- 10/8 酒気を帯びた患者2名が、早朝門前集会を妨害し、警官20名が不当介入。病院側はこの混乱の中で、「労基法違反の提訴と、不当労働行為の申し立てを取り下げない限り、団交は、やらない」と回答。
- 10/20 病院当局、ストに入っていない組合員2名(栄養士の賃金カットを通告)10/24から強行。
- 10/29 地労委は、病院側に対し、異例の「実効勧告」10/27付。
- 10/31 地区労代表も加えて(第2次)団交を再開。
- 12/15 (第二次)第5回団交。病院側は、「共闘委をなくせ」と内政干渉し、団交は決裂。(12/25第6回団交も決裂)
- 12/18 西神戸労基署は、病院当局を労基法違反で書類送検。
- 12/28 病院側は、炊事場を閉鎖し、組合への「兵糧せめ」強行。以後、組合・共闘委の炊

## 七一年

- 1/1 病院内外の全域にステッカー貼り。以降、病院側との間で、ステッカー争奪戦。
- 1/29 スト突入6ヵ月突破平和台病院闘争勝利総決起集会(150名) 労組・共闘委の戦闘体制の確立。
- 2/18 (第3次)団交開催。はじめて、共闘委代表の団交出席。
- 3/27 団交申し入れ拒否への抗議に、警官十数名を導入この頃から、病院側の団交つぶしと一体化し、長田署24時間張り込み開始。
- 4/5 連日昼夜に拘わらず警官導入が相次ぎ、14/14には、団交の席上にもまで乱入。
- 4/15 団交申し入れ際中に、30名の警官導入。広委員長他3名逮捕。4/23にも、共闘委2名が自宅で逮捕。
- 5/14 病院側、組合の日常活動全般を禁止した「六項目」を通告。
- 5/19 委員長他1名、令状逮捕。病院寮を家宅捜査。

- 6月 県警、病院周辺で「くちこみ」工作。又、長田区医師会が「門前集会をやめさせる」と、長田区へ嘆願。→阿部一族、事件づくりの為、深夜に、8ミリ、カメラ、テープをもって、ウロウロ、監視の強化。→病院側、地裁へデマ宣伝ビラ(6/28、7/5)
- 7/9 第一回刑事公判、60名結集、退延命令を撤回させて闘う。
- 7/30 深夜2時、院長宅へ、「火災ビン」投げこまれる。→県警・長田署、これを口実に、連日組合・共闘委への弾圧体制を強化。
- 9/7 夜間診療への定例の抗議行動に、30名の警官を導入し、6名を不当逮捕。→拘留中のメンバーに対し、刑事は「夜道を一人では歩けんようにしてやる」と恫喝。
- 1/7 地労委「実情調査」病院で、労使双方と個別に折衝を開始。(以後5回実施)
- 10/27 平和台病院闘争に不当介入してきた神戸医師会他「団体、及びP1医への追及」
- 11/10 地労委の第5回「実情調査」→病院側、団交開催にあつたの「五項目前提条件」を再確認。「病院閉鎖はやらない」と言明。地労委3委員立ち合いの下での団交を、11月17日、18日に開催する事を決定した。
- 11/17 朝、突如病院側は、内容証明で「閉鎖・全員開雇・寮退去」を通告し、予定されていた団交を一方的に拒否した。
- 11/24 地労委は、現地実情調査報告書を出し、

- 病院側による「閉鎖」は「不可解であり、遺憾」と言明。
- 11/26 労働会館で、200名を結集し、「十二月決戦」へ向け、体制強化。→全関西の現地結集。
- 11/29 朝、院長へ団交申し入れの大衆行動の中で、院長ついに「午後3時から行なう」と約束した直後、50名の警官隊が、労組・共闘委を襲撃し、院長は、バトカーで逃亡。労組・共闘委は、病院周辺を制圧し、占拠体制。
- 12/1 機動隊170名の戒厳体制の下、病院側、形式的に閉鎖業務を強行。労組・共闘委、全員負傷。→以降、武装警官、隊伍を組んで病院周辺を、戒厳下におく。
- 12/17 「寮退去期限の17日、予想される強制排除に備え、百名以上の現闘体制で臨む。

## 七二年

- 1/11 神戸地裁「寮使用妨害禁止」の仮処分決定し、これで、現闘体制の堅持の下、法的にも闘争拠点の確保に成功。
- 1/18 病院側、医察薬業撤出」と称し、警官を導入。11/29の件で、4名逮捕。
- 1/27/28 我々の追及と阿部の約束破棄の中で、病院側代理人(宮本・田島・竹村)辞任。
- 2/7 地労委「団交拒否・不当労働行為事件」結審。
- 院長家族の隠れ住む、平野マンション発

- 2/29 平野マンション抗議行動において、わずか5分間の「警告」の後、出口をふさぎ、参加者17名不当逮捕。
- 3/14 地労委「病院側に対し「団交応諾命令」交付。
- 3/21 2/29抗議行動に対し、組合員(未成年者を除く)全員起訴。
- 4月初旬 副院長阿部醇の明舞病院再開策動発見。院長夫人阿部美子、長田署制服60名に守られ、家財道具を強行搬出。
- 4/6/7 院長夫人阿部美子、長田署制服60名に守られ、家財道具を強行搬出。
- 5/29 中労委「阿部煥に「初審命令履行勧告」
- 6/8 須磨社会保険事務所との健保継続適用をめぐる第1回の交渉。→現在、県保険課、須磨社保の2者と交渉続行中。
- 8月初旬 病院長阿部煥が、四国の愛媛・新居浜病院に於いて勤務している事が判明。
- 8/24/25 第一波四国追撃戦(8名)
- 8/28 中労委第1回審問。
- 9/10 「9/10明舞での病院再開実力阻止総決起集会」開催(150名参加)。デモ中2名不当逮捕。
- 9/12 明舞病院前にテント設置し、現闘体制確立、以後現地常駐、実力阻止体制を固め、周辺ビラ入れも定期化する。
- 9/18 第二波四国追撃戦(3名)を行なうが、阿部煥は、既に逃亡(この後、繁子、道貫も逃亡)
- 12/23 中労委審問と並行して折衝が続けられていたが、「結審」敗訴」が確実となった病院

側は、中労委申し立てを取り下げる。

■七三年

- 1/5 副院長阿部醇の勤務先を判明（静岡、清水市立総合病院）
- 1/13 地労委は、病院側の斡旋申請（12/25）却下
- 1/14-16 第1波静岡追撃戦（9名）
- 1/29 病院側が、これまでの確認を無視した。一方的な「28日付団交申し入れ（条件つき）」を通告するも、我々の抗議によって、病院側代理人（仁藤・松井）これを撤回。（2/1）
- 2/18 院長阿部煥の勤務先判明（東京三河島、開川病院）
- 3/1 地労委3委員により、予備折衝にむけて実情調査はじまる。
- 3/14 第1波東京追撃戦・第3波静岡追撃戦（8名）を行ない、院長、副院長に対し「神戸へ戻り団交を行え」と抗議行動。
- 5/14 第一回労使直接予備折衝始まる。以後、折衝を重ねるが、病院側は、「11/17に予定されていた団交の時点に戻す」という当然の基本線すら、確認しようとはしない。
- 8/8 平野マンションに「宮本千代」名で隠れていた院長家族逃亡。
- 9/4 「偽装閉鎖・全員解雇不当労働行為事件」結審。
- 10/3 第17回地位保全仮処分裁判―病院側証人

として苅田啓（患者、高田美知子（非組合員））出廷。

- 病院側は、この仮処分裁判に、争議とは無関係な「阿部親衛隊」ともいうべき傍聴人を、阿部煥の証人出廷の時点（72年10月）以降、毎回大量動員し、最高時には、40人近くで、組合の抗議行動に介入した。
- 10/22 神戸医師会による「韓」国からの准看「研修生」導入策動に対し、闘争委員会を結成し、抗議行動を開始。医師会へ「申し入れ書」を手渡し、以後、医師会事務局、会長経営の病院へ波状的行動。
- 11/6 「閉鎖解雇の不当労働行為」への命令を出し決る地労委に対し、命令促進行動。
- 11/27 狭山差別裁判糾弾闘争に参加（以降、毎回公判闘争へ参加）

■七四年

- 1/22 「1-29平和台病院闘争勝利総決起集会」開催し、百名参加（神戸医師会、保険医協会へ抗議デモし、更に、地労委、保険課への抗議を訴える。県庁前集会を貫徹した。）
- 1/3月 地労委への連続的な「命令促進」行動を展開。（1/8-16-31-2/26-3/12）
- 2/25 第3回保険課交渉で、資格回復の為、可能な限りの行政措置をとる」旨の確認書をとる。
- 3/25 地労委への命令促進行動。（既に命令送付）命令を見てビククリ―抗議行動。30日西沢

会長との交渉約束。

- 3/30 地労委（西沢会長）との会議で、延々20時間、ついに全面的な「命令」の撤回・再検討を約束した26項目「確認書」をかわす（35名参加）
- 4/22 「組合員の地位保全仮処分」で、組合側、全面的に勝訴。



1. 22平和台病院闘争勝利総決起集会

「白衣の監獄」を解放するぞ！ 1974. 5. 5. 100円

編集発行 平和台病院労働組合・共同闘争委員会

連絡先 神戸市長田区平和台町1丁目1の21 TEL神戸(078)621-3156

発行扱 イカロス書房 神戸市生田区北長狭通2丁目高架62号